

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年3月6日(金)午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番 林 喜太郎 委員	2番 及 川 正 義 委員
3番 金 杉 勝 城 委員	4番 布 施 陽 子 委員
5番 高 品 文 敬 委員	6番 椎 名 寛 委員
7番 布 施 行 雄 委員	8番 小 林 須美子 委員
10番 大 木 武 一 委員	11番 鈴 木 茂 委員
12番 佐 藤 正 剛 委員	13番 石 田 利 之 委員
14番 安 藤 幸 春 委員	15番 穴 澤 久 男 委員
16番 伊 藤 栄 治 委員	17番 渡 邊 弘 仁 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

19番 秋 山 菊 次 委員	20番 布 施 利 雄 委員
21番 加 瀬 安 男 委員	22番 並 木 昭 男 委員
23番 鎌 形 豊 委員	24番 山 崎 幸 治 委員
25番 塚 本 繁 雄 委員	26番 木 原 正 勝 委員
27番 江波戸 和 男 委員	28番 寺 本 利 幸 委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

9番 太 田 憲 一 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

18番 伊 藤 輝 夫 委員 29番 石 橋 誠 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和元年度第9次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 農地買受適格証明願について 4件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 12件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る
意見決定について 1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について

	5 件
議案第 6 号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について	(別冊)
報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	1 件
その他	

- 6 事務局職員出席者
 (農業委員会事務局) 事務局員 3 名
 (市産業振興課) 職員 2 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和 2 年 3 月農業委員会定例総会を開会いたします。
 はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
 委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いします。

議 長 本日の出席農業委員は 17 名中 16 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
 これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題といたします。
 お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
 よって議事録署名委員は、10 番大木武一委員、11 番鈴木茂委員を指名いたします。
 以上で日程第 1 を終わります。

議 長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「令和元年度第 9 次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る 3 月 3 日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

1 1 番 本件につきましては、去る3月3日、午後1時45分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和2年2月25日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和元年度第9次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本案には、寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号2番について、審議・採決いたします。寺本利幸委員は退席をお願いします。

(寺本利幸委員 退席)

議 長 寺本利幸委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号2番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号2番の内容を説明】

本件計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和元年度第9次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号2番について、質疑を打ち切ることに御異議ございません

か。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和元年度第9次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号2番について、採決に入ります。
議案第1号の利用権設定関係の番号2番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(寺本利幸委員 着席)

議 長 寺本利幸委員が着席しましたので、引き続き「令和元年度第9次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。
利用権設定関係の番号2番を除き、審議・採決いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号2番を除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和元年度第9次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号2番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和元年度第9次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号2番を除き、採決に入ります。
議案第1号について、利用権設定関係の番号2番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。
なお、本件については、申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番から4番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

1 番 番号1番から4番までの申請者は同一です。申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、通作距離などからみても問題ないと思われま

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地買受適格証明願について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地買受適格証明願について」採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番から5番まで及び8番、並びに10番から12番までは、利用権設定に関する件であります。番号6番及び7番、9番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第3号、番号1番から12番までを議案書を基に朗読】

番号1番から12番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号3番から5番までは、議案第5号の番号3番及び4番の農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第5号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
す。番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
す。

5 番 番号3番と4番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそ
れはないと思います。
番号5番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思いま
す。

1 2 番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま
す。

3 番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。番号8番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

1 4 番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

2 番 番号10番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号11番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号12番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請
について」、採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することと共に、番号3番から5番
までについては、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙
手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請
に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお
願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、議案書を基に朗読】

番号1番について、当初計画者は、申請地に専用住宅の建築を計画しておりましたが計画を断念したため、新たに承継者が貸資材置場及び貸駐車場用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6 番 番号1番について、当初事業計画者は、住宅建築を計画しておりましたが、事情が変わり事業の実施を断念したそうです。承継後の事業計画は、問題ないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

【議案第5号、番号1番から5番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、貸資材置場及び貸駐車場用地として現況畑2筆合計371㎡を譲り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、専用住宅用地として畑500㎡を譲り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、営農型太陽光発電設備用地として畑3,478㎡の内0.66㎡を借り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、営農型太陽光発電設備用地として畑832㎡の内0.72㎡を借り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、太陽光発電設備用地として畑612㎡を譲り受け、計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 番号1番について、申請地を貸資材置場及び貸駐車場用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

1番 番号2番について、譲受人は妻と市内の賃貸住宅で生活しておりますが、将来の生活を考え、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外規定に該当すると思われる。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5番 番号3番について、申請地を営農型太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地ですが、例外規定に該当すると思われる。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号4番について、申請地を営農型太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地ですが、例外規定に該当すると思われる。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号5番について、申請地を太陽光発電設備用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る3月3日、農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員長から報告をお願いいたします。

【農地農政委員長の報告】

2番 農地農政委員会から報告申し上げます。

本件につきましては、去る3月3日午後2時15分より、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農作業標準賃金及び標準農作業料金を定めるため、審議をしました。農作業標準賃金の区分の内「畑の除草」については、現行の金額から400円増額して7,400円とし、その他の区分及び作業種別については、近隣市町においても、大幅見直しが行われていないことから、額の変更は行わない、との結論となりました。

審議した結果につきましては、別冊にて本日配付しました農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)のとおりです。

本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地農政委員長からの報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第 1 号	令和元年度第 9 次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第 2 号	農地買受的確証明願について	4 件
議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1 2 件
議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る 意見決定について	1 件
議案第 5 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について	5 件
議案第 6 号	農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について	(別冊)
報告事項	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について	1 件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和 2 年 3 月 6 日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。